

船舶事故等調査報告書

平成21年2月26日
運輸安全委員会(海事専門部会)議決

事故等番号	2008仙第53号	
事故等名	貨物船第七十八親力丸運航阻害	
発生年月日時刻	平成20年11月10日16時10分ごろ	
発生場所	新潟県姫川港 (概位 北緯37° 02.4'、東経137° 50.4')	
事故等調査の経過	調査の概要:平成20年12月16日仙台・地方事故調査官が海難報告書の精査、同月18日船舶所有者への電話聴取 原因関係者からの意見聴取:意見なし	
認定した事実 船種・船名・総トン数 船舶番号 船舶所有者	貨物船第七十八親力丸 1,449トン 135514 親力海運株式会社	
乗組員等に関する情報	機関長 三級海技士(機関)	
負傷者	負傷者なし	
損傷	補機関損傷(主機潤滑油ポンプ損傷)	
事故等の経過	<p>本船は、平成20年11月10日16時10分ごろ、新潟県姫川港出港時、主機潤滑油圧力低下により、予備の潤滑油ポンプが自動起動した。各部点検したが原因が判明しなため、本社にメーカーの点検手配を依頼し、予備の潤滑油ポンプを同時運転しながら航海を続航した。</p> <p>同月13日06時35分福岡県博多港に入港、接岸し、同日10時30分ごろメーカー作業員が訪船し、点検した結果、機付き潤滑油ポンプに焼付きを確認したが、焼付きの原因は不明であった。</p> <p>同月16日メーカーにより機付き潤滑油ポンプを新替し、試運転を行ったが、前回と同様に潤滑油圧力低下が発生し、調査の結果、機付き潤滑油ポンプの入口弁が半分閉まっていたことが判明した。</p>	
事実を認定した理由	気象・海象の関与 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 判明した事項の解析	なし あり あり 主機の機付き潤滑油ポンプ入口弁が半分閉まっていたので、潤滑油流量が不足したものと考えられる。
原因	本インシデントは、本船が出港時、主機の機付き潤滑油ポンプ入口弁が半分閉まっていたため、潤滑油流量が不足し、ポンプの軸受部の潤滑が阻害されたことによって発生したものと考えられる。	
その他の事項	なし	